

VIII その他参考資料

表Ⅷ-1 都道府県水道トップテン（平成28年度データの比較）

出典：平成28年度水道統計（公益社団法人日本水道協会発行）

○給水人口（人）

1	東京都	13,686,955
2	神奈川県	9,132,519
3	大阪府	8,825,617
4	愛知県	7,494,664
5	埼玉県	7,276,314
6	千葉県	5,945,478
7	兵庫県	5,494,298
8	北海道	5,236,222
9	福岡県	4,801,288
10	静岡県	3,639,274

○普及率（%）

1	東京都	100.0
1	大阪府	100.0
1	沖縄県	100.0
4	神奈川県	99.9
4	愛知県	99.9
6	埼玉県	99.8
6	兵庫県	99.8
8	京都府	99.7
9	三重県	99.6
10	群馬県	99.6
全国平均		97.9

○上水道年間給水量（千m³）

1	東京都	1,565,350
2	大阪府	1,091,502
3	神奈川県	1,067,436
4	愛知県	857,663
5	埼玉県	827,591
6	兵庫県	656,221
7	千葉県	637,310
8	北海道	537,062
9	静岡県	488,586
10	福岡県	484,416

○上水道1人1日平均給水量（ℓ）

1	山梨県	417
2	徳島県	416
3	和歌山県	406
4	群馬県	402
5	高知県	382
6	三重県	379
6	静岡県	379
6	岐阜県	378
9	山口県	375
10	新潟県	373
40	埼玉	312
全国平均		330

○上水道1人1日最大給水量（ℓ）

1	山梨県	500
2	徳島県	492
3	和歌山県	492
4	福井県	455
5	群馬県	446
5	静岡県	446
7	長野県	443
8	高知県	442
9	山口県	436
10	新潟県	433
43	埼玉	345
全国平均		372

○上水道有効率（%）

1	東京都	96.7
2	大阪府	96.1
3	愛知県	95.9
4	沖縄県	95.8
5	石川県	95.5
6	奈良県	95.5
7	千葉県	95.3
8	広島県	95.1
9	埼玉県	95.0
10	兵庫県	94.3
全国平均		92.8

表Ⅷ－２ 実績年間給水量の推移

年度	区分	年間給水量 (千m ³)	年間給水量の 水源内訳				上水道の 表・伏流水内訳	
			地下水		表・伏流水		上段：県水 下段：その他	
			(千m ³)	(%)	(千m ³)	(%)	(千m ³)	(%)
S50	上水道	489,331	220,579	45.1	268,752	54.9	238,729	48.8
	簡易水道	8,736	5,416	62.0	3,320	38.0	30,023	6.1
	専用水道	3,041	3,027	99.5	14	0.5		
	計	501,108	229,022	45.7	272,086	54.3		
55	上水道	586,149	206,657	35.3	379,492	64.7	354,743	60.5
	簡易水道	8,647	5,002	57.8	3,645	42.2	24,749	4.2
	専用水道	2,301	2,290	99.5	11	0.5		
	計	597,097	213,949	35.8	383,148	64.2		
60	上水道	712,852	247,360	34.7	465,492	65.3	431,988	60.6
	簡易水道	7,323	3,660	50.0	3,663	50.0	33,504	4.7
	専用水道	2,888	2,888	100.0		0.0		
	計	723,063	253,908	35.1	469,155	64.9		
H1	上水道	814,587	258,470	31.7	556,117	68.3	519,357	63.8
	簡易水道	6,023	1,851	30.7	4,172	69.3	36,760	4.5
	専用水道	1,817	1,329	73.1	488	26.9		
	計	822,427	261,650	31.8	560,777	68.2		
5	上水道	882,665	222,432	25.2	660,233	74.8	624,044	70.7
	簡易水道	5,603	1,758	31.4	3,845	68.6	36,189	4.1
	専用水道	1,561	1,329	85.1	232	14.9		
	計	889,829	225,519	25.3	664,310	74.7		
10	上水道	898,265	206,601	23.0	691,664	77.0	654,835	72.9
	簡易水道	3,685	265	7.2	3,420	92.8	36,829	4.1
	専用水道	1,317	1,082	82.2	235	17.8		
	計	903,267	207,948	23.0	695,319	77.0		
15	上水道	884,985	189,387	21.4	695,598	78.6	661,084	74.7
	簡易水道	3,515	678	19.3	2,837	80.7	34,514	3.9
	専用水道	979	726	74.2	253	25.8		
	計	889,479	190,791	21.4	698,688	78.6		
20	上水道	859,279	174,434	20.3	684,845	79.7	651,333	75.8
	簡易水道	3,130	601	19.2	2,526	80.7	32,653	3.8
	専用水道	730	460	63.0	268	36.7		
	計	863,139	175,495	20.3	687,639	79.7		
21	上水道	857,056	178,268	20.8	678,788	79.2	645,363	75.3
	簡易水道	3,058	612	20.0	2,446	80.0	33,425	3.9
	専用水道	732	468	64.0	262	35.8		
	計	860,846	179,348	20.8	681,496	79.2		
22	上水道	865,551	188,690	21.8	676,861	78.2	640,508	74.0
	簡易水道	2,756	634	23.0	2,122	77.0	36,353	4.2
	専用水道	812	515	63.4	295	36.3		
	計	869,119	189,839	21.8	679,278	78.2		

年度	区分	年間給水量	年間給水量の 水源内訳				上水道の 表・伏流水内訳	
			地下水		表・伏流水		上段：県水 下段：その他	
			(千m ³)	(%)	(千m ³)	(%)	(千m ³)	(%)
23	上水道	849,941	175,938	20.7	674,003	79.3	639,156	75.2
	簡易水道	2,659	585	22.0	2,074	78.0	34,848	4.1
	専用水道	987	690	69.9	295	29.9		
	計	853,587	177,213	20.8	676,372	79.2		
24	上水道	843,592	172,936	20.5	670,656	79.5	636,068	75.4
	簡易水道	2,740	592	21.6	2,148	78.4	34,587	4.1
	専用水道	1,001	688	68.8	310	31.0		
	計	847,333	174,216	20.6	673,114	79.4		
25	上水道	837,570	176,727	21.1	660,843	78.9	627,340	74.9
	簡易水道	2,570	563	21.9	2,007	78.1	33,503	4.0
	専用水道	995	695	69.9	300	30.1		
	計	841,135	177,985	21.2	663,150	78.8		
26	上水道	831,327	172,085	20.7	659,242	79.3	625,989	75.3
	簡易水道	2,310	420	18.2	1,890	81.8	33,253	4.0
	専用水道	914	904	98.9	10	1.1		
	計	834,551	173,409	20.8	661,142	79.2		
27	上水道	831,070	173,694	20.9	657,376	79.1	622,471	74.9
	簡易水道	2,369	409	17.3	1,960	82.7	34,905	4.2
	専用水道	794	783	98.6	11	1.4		
	計	834,233	174,886	21.0	659,347	79.0		
28	上水道	827,591	172,967	20.9	654,624	79.1	618,210	74.7
	簡易水道	1,083	337	31.1	746	68.9	36,414	4.4
	専用水道	632	624	98.7	8	1.3		
	計	829,306	173,928	21.0	655,378	79.0		
29	上水道	833,797	179,266	21.5	654,531	78.5	617,844	74.1
	簡易水道	699	88	12.5	611	87.5	36,687	4.4
	専用水道	641	633	98.7	8	1.3		
	計	835,137	179,987	21.6	655,150	78.4		

注1) 年間給水量の水源内訳は、実績年間給水量を取水量の水源別割合等から配分して求めている。

注2) 専用水道の年間給水量は、次により算出した推計値である。

専用水道の年間給水量 = (簡易水道の1人当たり年間給水量) × (自己水源のみの専用水道の給水人口)

表Ⅷ-3 年度別人口、給水量の推移一覧表

項目	年度	S55	60	H1	5	10	15	20	21
行政区域内人口	人	5,455,241	5,891,453	6,344,423	6,683,163	6,897,263	7,045,048	7,151,054	7,179,020
普及率	%	95.7	97.5	98.7	99.2	99.4	99.6	99.7	99.8
給水人口	人	5,219,727	5,746,490	6,261,837	6,632,051	6,856,728	7,017,184	7,132,597	7,161,441
内 上水道	人	5,091,142	5,652,013	6,193,735	6,571,811	6,815,179	6,982,451	7,102,676	7,132,182
訳 簡水・専水	人	128,585	94,477	68,102	60,240	41,549	34,733	29,921	29,259
1日最大給水量	m ³	2,056,003	2,453,778	2,673,784	2,902,234	2,909,750	2,783,383	2,664,184	2,667,159
内 上水道	m ³	2,012,598	2,417,072	2,644,607	2,878,428	2,890,992	2,766,430	2,650,198	2,653,177
訳 簡水・専水	m ³	43,405	36,706	29,177	23,806	18,758	16,953	13,986	13,982
1日平均給水量	m ³	1,635,882	1,980,994	2,253,222	2,437,886	2,474,704	2,430,271	2,367,871	2,360,700
内 上水道	m ³	1,605,888	1,953,019	2,231,745	2,418,260	2,461,000	2,417,992	2,357,298	2,350,317
訳 簡水・専水	m ³	29,994	27,975	21,477	19,626	13,704	12,279	10,573	10,383
1人1日最大給水量	ℓ	394	427	427	438	424	397	374	372
内 上水道	ℓ	395	428	427	438	424	396	373	372
訳 簡水・専水	ℓ	338	389	426	395	451	488	467	478
1人1日平均給水量	ℓ	313	345	360	368	361	346	332	330
内 上水道	ℓ	315	346	360	368	361	346	331	329
訳 簡水・専水	ℓ	233	296	318	326	330	354	353	355
負荷率	%	79.7	80.8	84.3	84.0	85.1	87.3	88.9	88.5
有収率(上水道)	%	82.1	85.1	87.3	88.1	89.8	90.0	92.2	92.0
有収率(簡易水道)	%	82.7	82.2	80.5	84.1	87.3	85.0	86.6	87.3
有効率(上水道)	%	84.7	87.6	90.1	91.1	92.9	92.9	94.9	94.6

項目	年度	22	23	24	25	26	27	28	29	
行政区域内人口	人	7,198,706	7,204,353	7,207,748	7,225,484	7,242,442	7,268,405	7,294,490	7,310,878	
普及率	%	99.8	99.7	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	
給水人口	人	7,181,772	7,185,948	7,189,555	7,208,036	7,225,067	7,250,288	7,276,314	7,293,662	
内	上水道	人	7,157,327	7,160,946	7,165,171	7,183,999	7,203,151	7,229,859	7,262,343	7,282,877
訳	簡水・専水	人	24,445	25,002	24,384	24,037	21,916	20,429	13,971	10,785
1日最大給水量	m ³	2,693,702	2,659,550	2,597,522	2,575,500	2,535,644	2,541,499	2,512,840	2,577,419	
内	上水道	m ³	2,681,797	2,646,846	2,584,641	2,561,722	2,524,077	2,530,649	2,506,509	2,571,728
訳	簡水・専水	m ³	11,905	12,704	12,881	13,778	11,567	10,850	6,331	5,691
1日平均給水量	m ³	2,383,096	2,332,231	2,323,382	2,306,368	2,287,988	2,281,282	2,272,395	2,288,044	
内	上水道	m ³	2,373,427	2,322,243	2,313,162	2,296,602	2,279,153	2,272,641	2,267,696	2,284,374
訳	簡水・専水	m ³	9,669	9,988	10,220	9,766	8,835	8,641	4,699	3,670
1人1日最大給水量	ℓ	375	370	361	357	351	351	345	353	
内	上水道	ℓ	375	370	361	357	350	350	345	353
訳	簡水・専水	ℓ	487	508	528	573	528	531	453	528
1人1日平均給水量	ℓ	332	325	323	320	317	315	312	314	
内	上水道	ℓ	331	324	323	319	316	314	312	314
訳	簡水・専水	ℓ	396	399	419	406	403	423	336	340
負荷率	%	88.5	87.7	89.4	89.6	90.2	89.8	90.4	88.8	
有収率(上水道)	%	91.9	91.8	92.3	92.7	92.0	92.2	92.5	92.2	
有収率(簡易水道)	%	79.8	78.3	74.9	78.2	76.0	73.3	88.3	84.2	
有効率(上水道)	%	94.6	94.4	94.9	95.2	94.6	94.7	95.0	94.8	

表Ⅷ-4 上水道料金一覧表（家庭用1か月当たり、使用量別）

番号	事業体名	主な料金体系	10m ³ 使用時		20m ³ 使用時	
			料金	1m ³ 当たり単価	料金	1m ³ 当たり単価
1	深谷市	併	1,188	118	2,786	139
2	飯能市	口	1,188	118	2,214	110
3	さいたま市	口	1,339	133	3,229	161
4	所沢市	口	907	90	2,095	104
5	川口市	口	864	86	2,224	111
6	川越市	口	972	97	2,106	105
7	戸田市	口	853	85	1,717	85
8	入間市	口	1,080	108	2,376	118
9	羽生市	用	1,080	108	2,370	118
10	草加市	口	810	81	2,430	121
11	行田市	用	1,263	126	2,721	136
12	志木市	口	1,285	128	2,246	112
13	寄居町	口	1,258	125	2,932	146
14	蕨市	用	972	97	2,430	121
15	狭山市	口	972	97	2,214	110
16	春日部市	口	1,177	117	2,635	131
17	本庄市	口	734	73	1,868	93
18	幸手市	口	1,188	118	2,592	129
19	久喜市	口	1,630	163	2,926	146
20	宮代町	口	1,436	143	2,948	147
21	鴻巣市	口	1,382	138	3,002	150
22	川島町	口	743	74	1,931	96
23	白岡市	口	1,436	143	2,732	136
24	吉川市	用	1,026	102	2,430	121
25	越谷・松伏水道企業団	口	1,026	102	2,754	137
26	小川町	用	1,144	114	2,440	122
27	和光市	口	771	77	1,797	89
28	杉戸町	口	1,350	135	2,754	137
29	上尾市	併	1,296	129	2,916	145
30	新座市	口	1,134	113	2,106	105
31	ふじみ野市	口	977	97	1,897	94
32	朝霞市	口	1,026	102	1,998	99
33	東松山市	口	810	81	1,890	94
34	桶川北本水道企業団	用	1,328	132	3,164	158
35	毛呂山町	口	1,026	102	2,127	106
36	富士見市	口	972	97	2,214	110
37	熊谷市	口	1,080	108	2,538	126
38	蓮田市	用	1,312	131	3,148	157
39	三郷市	用	756	75	2,106	105
40	八潮市	口	1,080	108	2,484	124
41	三芳町	口	945	94	2,133	106
42	吉見町	口	1,026	102	2,322	116

番号	事業体名	主な料金体系	10m ³ 使用時		20m ³ 使用時	
			料金	1m ³ 当たり単価	料金	1m ³ 当たり単価
43	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	口	1,404	140	2,462	123
44	日高市	口	1,188	118	2,160	108
45	越生町	口	1,674	167	3,402	170
46	神川町	単	1,290	129	3,130	156
47	ときがわ町	口	1,371	137	2,883	144
48	嵐山町	口	945	94	1,863	93
49	滑川町	口	864	86	2,268	113
50	伊奈町	口	1,296	129	2,916	145
51	美里町	用	1,091	109	2,225	111
52	鳩山町	口	950	95	2,246	112
53	上里町	併	949	94	2,062	103
54	加須市	口	1,512	151	2,802	140
55	秩父広域市町村圏組合（秩父地区）	口	1,814	181	3,326	166
56	秩父広域市町村圏組合（横瀬地区）	口	1,404	140	2,916	145
57	秩父広域市町村圏組合（小鹿野地区）	口	1,026	102	2,322	116
58	秩父広域市町村圏組合（皆野・長瀬地区）	口	1,620	162	3,607	180
	平均		1,142	114	2,491	124

注1) 消費税及びメーター使用量を含む。

注2) 口径別料金は13mmの料金。

表Ⅷ-5 簡易水道料金一覧表（家庭用1か月当たり、10m³使用時）

料金区分	埼玉圏域				秩父圏域			
	公営		組合営		公営		組合営	
	料金	事業名	料金	事業名	料金	事業名	料金	事業名
500 ～ 599								
600 ～ 699								
700 ～ 799								
800 ～ 899								
900 ～ 999								
1,000 ～ 1,099			1,000	片柳南部（坂戸市）				
1,100 ～ 1,199	1,188	名栗（飯能市）	★					
1,200 ～ 1,299	1,258	金尾（寄居町）	★	1,250	大野（ときがわ町）			
	1,258	風布・小林（寄居町）	★					
1,300 ～ 1,399								
1,400 ～	1,598	東秩父村		1,417	西ノ沢（ときがわ町）			
地区数	4事業			3事業		-		
平均	1,325円			1,222円		-		
			県全体	1,281円				

注1) _は、定額制

注2) ★は上水道料金と同一

注3) 消費税及びメーター使用量を含む

注4) 口径別料金は13mmの料金

表Ⅷ-6 上水道配水池容量

番号	事業者名	配水池等容量 (m ³)			計画1日 最大給水量	配水池 容量時間 (h) ※
		配水池	配水塔	合計		
1	深谷市	45,535	0	45,535	65,921	16.6
2	飯能市	32,953	0	32,953	52,900	15.0
3	さいたま市	273,690	0	273,690	575,000	11.4
4	所沢市	92,000	0	92,000	172,000	12.8
5	川口市	170,404	1,106	171,510	192,700	21.4
6	川越市	133,500	0	133,500	125,000	25.6
7	戸田市	29,300	0	29,300	63,800	11.0
8	入間市	43,460	0	43,460	63,900	16.3
9	羽生市	20,100	0	20,100	35,000	13.8
10	草加市	52,800	0	52,800	105,400	12.0
11	行田市	36,820	0	36,820	52,060	17.0
12	志木市	25,000	0	25,000	48,000	12.5
13	寄居町	13,800	0	13,800	20,400	16.2
14	蕨市	18,945	0	18,945	37,800	12.0
15	狭山市	74,400	0	74,400	85,000	21.0
16	春日部市	56,000	0	56,000	106,900	12.6
17	本庄市	38,614	0	38,614	45,260	20.5
18	幸手市	21,130	0	21,130	31,600	16.0
19	久喜市	61,231	0	61,231	64,900	22.6
20	宮代町	14,050	0	14,050	22,600	14.9
21	鴻巣市	39,564	0	39,564	49,000	19.4
22	川島町	7,110	0	7,110	16,000	10.7
23	白岡市	15,919	0	15,919	19,600	19.5
24	吉川市	21,500	0	21,500	36,100	14.3
25	越谷・松伏水道企業団	84,000	0	84,000	181,700	11.1
26	小川町	14,000	0	14,000	21,000	16.0
27	和光市	24,200	0	24,200	35,000	16.6
28	杉戸町	13,560	0	13,560	22,200	14.7
29	上尾市	57,636	0	57,636	101,800	13.6
30	新座市	30,030	7,600	37,630	57,800	15.6
31	ふじみ野市	28,369	0	28,369	38,300	17.8
32	朝霞市	26,360	0	26,360	48,100	13.2
33	東松山市	37,600	0	37,600	61,500	14.7
34	桶川北本水道企業団	38,238	0	38,238	51,600	17.8
35	毛呂山町	13,121	0	13,121	17,100	18.4
36	富士見市	20,650	330	20,980	35,600	14.1
37	熊谷市	68,150	0	68,150	93,900	17.4
38	蓮田市	20,200	0	20,200	33,000	14.7
39	三郷市	34,000	0	34,000	62,100	13.1
40	八潮市	29,398	0	29,398	49,300	14.3
41	三芳町	5,000	7,010	12,010	24,000	12.0
42	吉見町	13,790	0	13,790	20,900	15.8
43	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	42,600	0	42,600	99,600	10.3
44	日高市	19,250	0	19,250	28,700	16.1
45	越生町	5,800	0	5,800	8,210	17.0
46	神川町	8,517	0	8,517	6,540	31.3
47	ときがわ町	6,364	0	6,364	6,000	25.5
48	嵐山町	2,000	6,200	8,200	14,800	13.3
49	滑川町	7,000	0	7,000	9,100	18.5
50	伊奈町	12,800	0	12,800	18,000	17.1
51	美里町	7,000	0	7,000	8,500	19.8
52	鳩山町	7,064	7,000	14,064	5,700	59.2
53	上里町	10,088	0	10,088	19,800	12.2
54	加須市	40,694	0	40,694	53,600	18.2
55	秩父広域市町村圏組合	45,291	0	45,291	54,670	19.9
	合計	2,110,595	29,246	2,139,841	3,374,961	15.2

※配水池容量時間 (h) = 配水池等容量 (m³) ÷ 計画1日最大給水量 × 24

配水池の有効容量は、給水区域の計画1日最大給水量の12時間分を標準とし、施設の安定性等を考慮して増量することが望ましい。(水道施設設計指針2012)

表Ⅷ-7-(1) 上水道耐震化状況（浄水施設）

番号	事業者名	浄水施設能力(m ³ /日)				施設能力に占めるL2対応の割合(%) (a/b)
		L2対応 (a)	L2未対応	対応状況不明(耐震性能確認未実施)	合計 (b)	
1	深谷市	33,314	19,800	5,495	58,609	56.8
2	飯能市	0	31,000	13,485	44,485	0.0
3	さいたま市	69,200	103,000	0	172,200	40.2
4	所沢市	0	0	34,400	34,400	0.0
5	川口市	31,200	65,646	0	96,846	32.2
6	川越市	2,710	20,290	0	23,000	11.8
7	戸田市	11,400	0	0	11,400	100.0
8	入間市	15,000	0	0	15,000	100.0
9	羽生市	10,000	4,000	0	14,000	71.4
10	草加市	0	2,470	13,850	16,320	0.0
11	行田市	0	31,936	0	31,936	0.0
12	志木市	17,800	0	0	17,800	100.0
13	寄居町	0	6,984	0	6,984	0.0
14	蕨市	14,496	12,096	0	26,592	54.5
15	狭山市	1,800	13,200	0	15,000	12.0
16	春日部市	11,030	4,182	0	15,212	72.5
17	本庄市	0	43,889	1,501	45,390	0.0
18	幸手市	4,629	0	1,011	5,640	82.1
19	久喜市	0	11,610	0	11,610	0.0
20	宮代町	0	0	5,470	5,470	0.0
21	鴻巣市	4,300	16,880	0	21,180	20.3
22	川島町	0	0	6,531	6,531	0.0
23	白岡市	0	0	5,450	5,450	0.0
24	吉川市	0	8,000	0	8,000	0.0
25	越谷・松伏水道企業団	10,800	20,000	0	30,800	35.1
26	小川町	0	11,786	1,494	13,280	0.0
27	和光市	8,000	0	0	8,000	100.0
28	杉戸町	0	2,700	0	2,700	0.0
29	上尾市	0	15,200	0	15,200	0.0
30	新座市	0	21,820	0	21,820	0.0
31	ふじみ野市	0	6,440	3,060	9,500	0.0
32	朝霞市	13,590	0	0	13,590	100.0
33	東松山市	0	8,530	7,700	16,230	0.0
34	桶川北本水道企業団	4,100	3,300	0	7,400	55.4
35	毛呂山町	0	0	16,100	16,100	0.0
36	富士見市	9,500	0	0	9,500	100.0
37	熊谷市	8,300	0	53,100	61,400	13.5
38	蓮田市	0	9,900	0	9,900	0.0
39	三郷市	0	15,530	0	15,530	0.0
40	八潮市	0	9,090	0	9,090	0.0
41	三芳町	0	7,500	0	7,500	0.0
42	吉見町	0	0	0	0	-
43	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	0	37,500	0	37,500	0.0
44	日高市	16,800	0	0	16,800	100.0
45	越生町	0	3,800	0	3,800	0.0
46	神川町	0	2,806	0	2,806	0.0
47	ときがわ町	0	0	2,930	2,930	0.0
48	嵐山町	6,000	5,300	0	11,300	53.1
49	滑川町	0	0	0	0	-
50	伊奈町	0	5,100	0	5,100	0.0
51	美里町	2,100	3,400	0	5,500	38.2
52	鳩山町	1,100	0	0	1,100	100.0
53	上里町	0	0	17,800	17,800	0.0
54	加須市	0	0	15,300	15,300	0.0
55	秩父広域市町村圏組合	26	0	72,390	72,416	0.0
	合計	307,195	584,685	277,067	1,168,947	26.3

※L2（地震動レベル2）とは、当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。

表Ⅷ-7-(2) 上水道耐震化状況（配水池）

番号	事業者名	耐震対策が施されている配水池容量 (m3)			配水池 総容量 (m3) ※ (b)	配水池総容量に 占めるランクAで L2対応の割合 (%) (a/b)
		ランクA※で L2対応 (a)	ランクAで L2未対応	対応状況不明		
1	深谷市	19,700	14,000	11,835	45,535	43.3
2	飯能市	15,435	0	17,518	32,953	46.8
3	さいたま市	193,800	79,890	0	273,690	70.8
4	所沢市	66,000	4,500	21,500	92,000	71.7
5	川口市	96,744	81,126	0	177,870	54.4
6	川越市	118,800	14,700	0	133,500	89.0
7	戸田市	29,300	0	0	29,300	100.0
8	入間市	40,460	2,000	0	43,460	93.1
9	羽生市	18,900	1,200	0	20,100	94.0
10	草加市	0	52,800	0	52,800	0.0
11	行田市	12,000	23,700	1,120	36,820	32.6
12	志木市	25,000	0	0	25,000	100.0
13	寄居町	4,000	9,800	0	13,800	29.0
14	蕨市	15,320	3,625	0	18,945	80.9
15	狭山市	36,300	38,100	0	74,400	48.8
16	春日部市	44,700	11,300	0	56,000	79.8
17	本庄市	8,235	27,623	1,756	37,614	21.9
18	幸手市	17,340	0	3,790	21,130	82.1
19	久喜市	41,500	19,731	0	61,231	67.8
20	宮代町	0	0	9,720	14,050	0.0
21	鴻巣市	12,400	26,912	0	39,564	31.3
22	川島町	5,100	2,010	0	7,110	71.7
23	白岡市	1,500	0	14,419	15,919	9.4
24	吉川市	6,500	0	15,000	21,500	30.2
25	越谷・松伏水道企業団	49,500	34,500	0	84,000	58.9
26	小川町	7,500	0	6,500	14,000	53.6
27	和光市	24,200	0	0	24,200	100.0
28	杉戸町	13,560	0	0	13,560	100.0
29	上尾市	16,000	32,000	0	57,636	27.8
30	新座市	28,930	0	1,100	30,030	96.3
31	ふじみ野市	4,462	0	6,500	28,369	15.7
32	朝霞市	25,260	1,100	0	26,360	95.8
33	東松山市	900	11,300	25,400	37,600	2.4
34	桶川北本水道企業団	5,000	17,000	0	38,238	13.1
35	毛呂山町	10,300	0	2,605	13,121	78.5
36	富士見市	19,200	1,450	0	20,650	93.0
37	熊谷市	56,174	4,200	7,776	68,150	82.4
38	蓮田市	20,200	0	0	20,200	100.0
39	三郷市	30,000	4,000	0	34,000	88.2
40	八潮市	26,090	3,308	0	29,398	88.7
41	三芳町	12,410	0	0	12,410	100.0
42	吉見町	450	0	13,230	13,680	3.3
43	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	40,200	2,400	0	42,600	94.4
44	日高市	11,380	0	0	19,250	59.1
45	越生町	3,382	1,699	0	5,800	58.3
46	神川町	5,500	4,017	0	9,517	57.8
47	ときがわ町	2,000	0	4,364	6,364	31.4
48	嵐山町	6,200	2,000	0	8,200	75.6
49	滑川町	7,000	0	0	7,000	100.0
50	伊奈町	12,800	0	0	12,800	100.0
51	美里町	3,300	3,700	0	7,000	47.1
52	鳩山町	7,000	0	0	7,000	100.0
53	上里町	0	0	10,088	10,088	0.0
54	加須市	15,000	22,840	2,854	40,694	36.9
55	秩父広域市町村圏組合	9,632	0	27,042	37,087	26.0
	合計	1,302,564	558,531	204,117	2,123,293	61.3

※耐震化計画において施設の重要度の区分を表し、代替施設の有無、破損した場合の二次被害の影響度合いを考慮して、重要度の高い施設をランクA、それ以外の施設をランクBとしている。

※配水池総容量には、ランクA、ランクBの配水池の容量のほか、一部の水道事業体においては、配水池と同様の機能を持つ浄水池、配水塔などの容量も含まれる。

表Ⅷ-7-(3) 上水道耐震化状況（基幹管路）

番号	事業者名	耐震適合性のある基幹管路延長(m)			基幹管路延長(m) (c)	基幹管路延長に占める耐震適合性の割合(%) ((a+b)/c)
		耐震継手を有する管(耐震管) (a)	耐震適合性のある管(耐震管除く) (b)	耐震適合性のない管		
1	深谷市	27,912	0	50,362	78,274	35.7
2	飯能市	9,866	2,701	29,332	41,899	30.0
3	さいたま市	81,578	71,117	50,664	203,359	75.1
4	所沢市	57,281	0	24,264	81,545	70.2
5	川口市	102,815	0	31,238	134,053	76.7
6	川越市	12,241	17,884	36,262	66,387	45.4
7	戸田市	7,178	0	1,011	8,189	87.7
8	入間市	13,372	33,645	69,501	116,518	40.4
9	羽生市	5,620	14,266	236	20,122	98.8
10	草加市	11,593	0	13,204	24,797	46.8
11	行田市	3,360	4,137	25,894	33,391	22.5
12	志木市	4,172	2,286	5,910	12,368	52.2
13	寄居町	1,652	3,701	9,955	15,308	35.0
14	蕨市	8,430	0	700	9,130	92.3
15	狭山市	12,042	27,199	41,940	81,181	48.3
16	春日部市	21,968	0	44,253	66,221	33.2
17	本庄市	6,802	19,514	48,168	74,484	35.3
18	幸手市	7,613	839	26,968	35,420	23.9
19	久喜市	21,192	0	50,160	71,352	29.7
20	宮代町	13,957	0	132,455	146,412	9.5
21	鴻巣市	1,184	3,829	19,204	24,217	20.7
22	川島町	5,107	0	32,959	38,066	13.4
23	白岡市	1,451	0	10,194	11,645	12.5
24	吉川市	6,118	0	6,538	12,656	48.3
25	越谷・松伏水道企業団	23,476	0	55,843	79,319	29.6
26	小川町	2,445	125	18,594	21,164	12.1
27	和光市	2,934	2,608	2,689	8,231	67.3
28	杉戸町	25,413	0	47,207	72,620	35.0
29	上尾市	20,130	0	25,068	45,198	44.5
30	新座市	5,081	3,323	20,886	29,290	28.7
31	ふじみ野市	8,444	0	5,424	13,868	60.9
32	朝霞市	15,488	8,027	29,271	52,786	44.5
33	東松山市	22,475	0	25,846	48,321	46.5
34	桶川北本水道企業団	31,305	0	42,505	73,810	42.4
35	毛呂山町	481	3,188	19,174	22,843	16.1
36	富士見市	14,580	0	15,317	29,897	48.8
37	熊谷市	12,605	15,410	38,694	66,709	42.0
38	蓮田市	4,979	1,375	10,125	16,479	38.6
39	三郷市	8,482	0	19,048	27,530	30.8
40	八潮市	5,774	0	18,000	23,774	24.3
41	三芳町	3,080	37	10,555	13,672	22.8
42	吉見町	13,693	16,353	96,581	126,627	23.7
43	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	20,277	2,672	47,125	70,074	32.7
44	日高市	6,959	4,348	26,752	38,059	29.7
45	越生町	61	0	18,730	18,791	0.3
46	神川町	5,587	0	10,228	15,815	35.3
47	ときがわ町	253	0	12,732	12,985	1.9
48	嵐山町	8,808	0	13,924	22,732	38.7
49	滑川町	0	0	3,190	3,190	0.0
50	伊奈町	0	1,049	4,478	5,527	19.0
51	美里町	5,016	0	13,185	18,201	27.6
52	鳩山町	4,136	25,592	29,620	59,348	50.1
53	上里町	2,205	0	28,698	30,903	7.1
54	加須市	4,531	0	29,053	33,584	13.5
55	秩父広域市町村圏組合	13,069	15,341	112,891	141,301	20.1
	合計	736,271	300,566	1,612,805	2,649,642	39.1

※基幹管路とは、導水管、送水管、配水管（配水支管を除く）をいう。

※耐震管とは、離脱防止機能付き継手を有するダクタイル鋳鉄管、溶接継手を有する鋼管・ステンレス管及び配水用ポリエチレン管（高密度、熱融着継手）をいう。

※耐震適合性のある管とは、耐震管に加え、K型継手を有するダクタイル鋳鉄管のうち良い地盤に布設されているもの、また、RRロング継手を有する硬質塩化ビニル管をいう。

表Ⅷ-8 水質基準等一覧表

1 水道法第4条に基づく項目(51項目)

(平成30年4月1日から)

区分	番号	項目	基準値	検査方法
健康に関する項目 (31項目)	1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法
	2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
	3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003mg/L以下	フーレス-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
	4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005mg/L以下	還元気化-原子吸光光度法
	5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01mg/L以下	水素化物発生-原子吸光光度法、ICP-MS法、水素化物発生-ICP法
	6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01mg/L以下	フーレス-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
	7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01mg/L以下	水素化物発生-原子吸光光度法、ICP-MS法、水素化物発生-ICP法
	8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05mg/L以下	フーレス/フーレス-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	イソクロマトグラフ法(陰イオン)
	10	シアニドイオン及び塩化シアニド	シアニドの量に関して0.01mg/L以下	イソクロマトグラフ-ホストラム吸光光度法
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	イソクロマトグラフ法(陰イオン)
	12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/L以下	イソクロマトグラフ法(陰イオン)
	13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下	ICP法、ICP-MS法
	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	固相抽出-GC-MS法、PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	20	ベンゼン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	21	塩素酸	0.6mg/L以下	イソクロマトグラフ法
	22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、液体クロマトグラフ-MS法
	23	クロロホルム	0.06mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、液体クロマトグラフ-MS法
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	26	臭素酸	0.01mg/L以下	イソクロマトグラフ-ホストラム吸光光度法、液体クロマトグラフ-MS法
	27	総トリハロメタン(23, 25, 29, 30の濃度の総和)	0.1mg/L以下	23, 25, 29, 30ごとに23の項、25の項、29の項及び30の項に掲げる方法
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、液体クロマトグラフ-MS法
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、誘導体化-高速液体クロマトグラフ法、誘導体化-液体クロマトグラフ-MS法
水道水が有すべき性状に関連する項目 (20項目)	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0mg/L以下	フーレス/フーレス-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
	33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2mg/L以下	フーレス-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
	34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3mg/L以下	フーレス/フーレス-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
	35	銅及びその化合物	銅の量に関して1.0mg/L以下	フーレス/フーレス-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200mg/L以下	フーレス/フーレス-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法、イソクロマトグラフ法(陽イオン)
	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05mg/L以下	フーレス/フーレス-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法
	38	塩化物イオン	200mg/L以下	イソクロマトグラフ法(陰イオン)、滴定法
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	フーレス-原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法、イソクロマトグラフ法(陽イオン)、滴定法
	40	蒸発残留物	500mg/L以下	重量法
	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
	42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、固相抽出-GC-MS法、固相マイクロ抽出-GC-MS法
	43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、固相抽出-GC-MS法、固相マイクロ抽出-GC-MS法
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	固相抽出-吸光光度法、固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
	45	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005mg/L以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS法、固相抽出-液体クロマトグラフ-MS法
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	全有機炭素計測定法
	47	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
	48	味	異常でないこと	官能法
	49	臭気	異常でないこと	官能法
	50	色度	5度以下	比色法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法
	51	濁度	2度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法、連続自動測定機器による透過散乱法

水道法第4条に基づく項目の検査回数、検査省略可否等

No.	基準項目名	原則 (1回 以上)	検査回数を減ずる事の可否*1		水道法施行規則第15条 第1項第4号に規定する 条件を満たした場合の 省 略 の 可 否	備考
			過去3年間の水質検査結果の最大値			
			基準の10%以下 (1回)	基準の10% を超え20%以下 (1回)		
1	一般細菌	1か月	不可	不可	不可	病原生物
2	大腸菌	1か月	不可	不可	不可	
3	カドミウム及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	
4	水銀及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	無機物質 ・重金属
5	セレン及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	
6	鉛及びその化合物	3か月	3年	1年	可*3	
7	ヒ素及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	
8	六価クロム化合物	3か月	3年	1年	可*3	
9	亜硝酸態窒素	3か月	3年	1年	不可	無機物質
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3か月	不可	不可	不可	無機物質・ 消毒副生成物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3か月	3年	1年	不可	無機物質
12	フッ素及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	
13	ホウ素及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2(海水を原水とする 場合は除く)	
14	四塩化炭素	3か月	3年	1年	可*4	一般有機 化学物質
15	1,4-ジオキサン	3か月	3年	1年	可*4	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	3か月	3年	1年	可*4	
17	ジクロロメタン	3か月	3年	1年	可*4	
18	テトラクロロエチレン	3か月	3年	1年	可*4	
19	トリクロロエチレン	3か月	3年	1年	可*4	
20	ベンゼン	3か月	3年	1年	可*4	
21	塩素酸	3か月	不可	不可	不可	消毒副生成物
22	クロロ酢酸	3か月	不可	不可	不可	
23	クロロホルム	3か月	不可	不可	不可	
24	ジクロロ酢酸	3か月	不可	不可	不可	
25	ジブロモクロロメタン	3か月	不可	不可	不可	
26	臭素酸	3か月	不可	不可	可*2*6	
27	総トリハロメタン	3か月	不可	不可	不可	
28	トリクロロ酢酸	3か月	不可	不可	不可	
29	ブロモジクロロメタン	3か月	不可	不可	不可	
30	ブロモホルム	3か月	不可	不可	不可	
31	ホルムアルデヒド	3か月	不可	不可	不可	
32	亜鉛及びその化合物	3か月	3年	1年	可*3	色
33	アルミニウム及びその化合物	3か月	3年	1年	可*3	
34	鉄及びその化合物	3か月	3年	1年	可*3	
35	銅及びその化合物	3か月	3年	1年	可*3	
36	ナトリウム及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	味覚
37	マンガン及びその化合物	3か月	3年	1年	可*2	色
38	塩化物イオン	1か月*8	不可	不可	不可	味覚・細菌汚染指標
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3か月	3年	1年	可*2	味覚
40	蒸発残留物	3か月	3年	1年	可*2	
41	陰イオン界面活性剤	3か月	3年	1年	可*2	発泡
42	ジェオスミン	1か月*7	不可	不可	可*5	におい
43	2-メチルイソボルネオール	1か月*7	不可	不可	可*5	
44	非イオン界面活性剤	3か月	3年	1年	可*2	発泡
45	フェノール類	3か月	3年	1年	可*2	におい
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1か月*8	不可	不可	不可	味覚
47	pH値	1か月*8	不可	不可	不可	基礎的性状
48	味	1か月*8	不可	不可	不可	
49	臭気	1か月*8	不可	不可	不可	
50	色度	1か月*8	不可	不可	不可	
51	濁度	1か月*8	不可	不可	不可	

- *1 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点及び浄水方法の変更がない等)で過去3年間の水質検査結果の最大値が一定レベル以下の場合には、検査回数を減ずる事ができる。
- *2 過去の検査結果が基準の50%を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況から検査を行う必要がないことが明らかな場合には、検査を省略することができる。
- *3 過去の検査結果が基準の50%を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合には、検査を省略することができる。
- *4 過去の検査結果が基準の50%を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)から検査を行う必要がないことが明らかな場合には、検査を省略することができる。
- *5 過去の検査結果が基準の50%を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む)から検査を行う必要がないことが明らかな場合には、検査を省略することができる。
- *6 浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合は除く。
- *7 藻類の発生が少なく、検査が不要であることが明らかである期間を除き、概ね1箇月に1回以上測定すること。
- *8 連続的に計測及び記録を行っている場合は、3ヶ月に1回まで検査回数を減ずる事ができる。

2 水質管理目標設定項目

(平成30年4月1日から)

	項目	目標値	検査方法	
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L以下	水素化物発生-原子吸光光度法、 水素化物発生-ICP法、 ICP-MS法	無機物質 ・重金属
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L以下(暫定)	ICP-MS法、 固相抽出-ICP法	無機物質 ・重金属
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02mg/L以下	フレイムレス-原子吸光光度法、 ICP法、ICP-MS法	無機物質 ・重金属
4	削除	削除	削除	削除
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	PT-GC-MS法、 HS-GC-MS法	一般有機 化学物質
6	削除	削除	削除	削除
7	削除	削除	削除	削除
8	トルエン	0.4mg/L以下	PT-GC-MS法、 HS-GC-MS法	一般有機 化学物質
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	溶媒抽出-GC-MS法	一般有機 化学物質
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	イオンクロマトグラフ法、イオンクロマトグラフ-ポスト カラム吸光光度法	消毒 副生成物
11	削除	削除	削除	削除
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	イオンクロマトグラフ法、イオンクロマトグラフ-ポスト カラム吸光光度法	消毒 副生成物
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	溶媒抽出-GC-MS法	消毒 副生成物
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	溶媒抽出-GC-MS法	消毒 副生成物
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、 1以下	農薬ごとに定められた方法による	農薬
16	残留塩素	1mg/L以下	ジエチル-p-フェニレンジアミン 法、電流法、吸光光度法、連続自 動測定機器による吸光光度法、 ポーラログラフ法	におい
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	フレイム-原子吸光光度法、ICP 法、ICP-MS法、イオンク ロマトグラフ法、滴定法	味覚
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/L以下	フレイムレス-原子吸光光度法、 ICP法、ICP-MS法	色
19	遊離炭酸	20mg/L以下	滴定法	味覚
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	PT-GC-MS法、 HS-GC-MS法	におい
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	PT-GC-MS法、 HS-GC-MS法	におい
22	有機物等(過マンガン酸カリ ウム消費量)	3mg/L以下	滴定法	有機汚濁 味覚
23	臭気強度(TON)	3以下	官能法	におい
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	重量法	味覚
25	濁度	1度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動 測定機器による透過光測定法、積 分球式光電光度法、連続自動測定 機器による積分球式光電光度法、 連続自動測定機器による散乱光測 定法、連続自動測定機器による透 過散乱法	濁り
26	pH値	7.5程度	ガラス電極法、連続自動測定機器 によるガラス電極法	腐食
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近 づける	計算法	腐食
28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落 数が2,000以下(暫定)	R2A寒天培地法	健全性
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	PT-GC-MS法、 HS-GC-MS法	一般有機 化学物質
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.1mg/L以下	フレイムレス-原子吸光光度法、 ICP法、ICP-MS法	色

農薬類（水質管理目標設定項目15）の対象農薬リスト掲載農薬類

（平成30年4月1日から）

番号	農薬名	用途	目標値(mg/L)
1	1, 3-ジクロロプロペン (D-D) 注1)	殺虫剤	0.05
2	2, 2-DPA (ダラポン)	除草剤	0.08
3	2, 4-D (2, 4-PA)	除草剤	0.02
4	EPN 注2)	殺虫剤	0.004
5	MCPA	除草剤	0.005
6	アシュラム	除草剤	0.9
7	アセフェート	殺虫剤 殺菌剤	0.006
8	アトラジン	除草剤	0.01
9	アニロホス	除草剤	0.003
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006
11	アラクロール	除草剤	0.03
12	イソキサチオン 注2)	殺虫剤	0.005
13	イソフェンホス 注2)	殺菌剤	0.001
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.3
16	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09
17	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006
18	インダノファン	除草剤	0.009
19	エスプロカルブ	除草剤	0.03
20	エディフェンホス (エジフェンホス、EDDP)	殺菌剤	0.006
21	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	0.08
22	エトリジアゾール (エクロメゾール)	殺菌剤	0.004
23	エンドスルファン (ベンゾエピン) 注3)	殺虫剤	0.01
24	オキサジクロメホン	除草剤	0.02
25	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤 殺菌剤	0.03
26	オリサストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.1
27	カズサホス	殺虫剤	0.0006
28	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	0.008
29	カルタップ 注4)	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.3
30	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05
31	カルプロパミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04
32	カルボフラン	代謝物	0.005
33	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005
34	キャプタン	殺菌剤	0.3
35	クミルロン	除草剤	0.03
36	グリホサート 注5)	除草剤	2
37	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02
38	クロメプロップ	除草剤	0.02
39	クロルニトロフェン (CNP) 注6)	除草剤	0.0001
40	クロルピリホス 注2)	殺虫剤	0.003
41	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤 殺菌剤	0.05
42	シアナジン	除草剤	0.001
43	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003
44	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02
45	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03

番号	農薬名	用途	目標値(mg/L)
46	ジクロロボス (DDVP)	殺虫剤	0.008
47	ジクワット	除草剤	0.005
48	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004
49	ジチオカルバメート系農薬 注7)	殺虫剤 殺菌剤	0.005 (二硫化炭素として)
50	ジチオピル	除草剤	0.009
51	シハロホップブチル	除草剤	0.006
52	シマジン (CAT)	除草剤	0.003
53	ジメタメトリン	除草剤	0.02
54	ジメトエート	殺虫剤	0.05
55	シメトリン	除草剤	0.03
56	ダイアジノン 注2)	殺虫剤 殺菌剤	0.003
57	ダイムロン	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.8
58	ダズメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート 注8)	殺菌剤	0.01 (メチルイソチオシアネートとして)
59	チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1
60	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0.02
61	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
62	チオファネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	0.3
63	チオベンカルブ	除草剤	0.02
64	テフリルトリオン	除草剤	0.002
65	テルブカルブ (MB PMC)	除草剤	0.02
66	トリクロピル	除草剤	0.006
67	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005
68	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.1
69	トリフルラリン	除草剤	0.06
70	ナプロパミド	除草剤	0.03
71	パラコート	除草剤	0.005
72	ピペロホス	除草剤	0.0009
73	ピラクロニル	除草剤	0.01
74	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004
75	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	0.02
76	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002
77	ピリプチカルブ	除草剤	0.02
78	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	0.05
79	フィプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.0005
80	フェニトロチオン (MEP) 注2)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.01
81	フェノブカルブ (B PMC)	殺虫剤 殺菌剤	0.03
82	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0.05
83	フェンチオン (MP P) 注9)	殺虫剤	0.006
84	フェントエート (PAP)	殺虫剤 殺菌剤	0.007
85	フェントラザミド	除草剤	0.01
86	フサライド	殺虫剤 殺菌剤	0.1
87	ブタクロール	除草剤	0.03
88	ブタミホス 注2)	除草剤	0.02

番号	農薬名	用途	目標値(mg/L)
89	ブプロフェジン	殺虫剤 殺菌剤	0.02
90	フルアジナム	殺菌剤	0.03
91	プレチラクロール	除草剤	0.05
92	プロシミドン	殺菌剤	0.09
93	プロチオホス 注2)	殺虫剤	0.004
94	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05
95	プロピザミド	除草剤	0.05
96	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.05
97	プロモブチド	殺虫剤 殺菌剤	0.1
98	ベノミル 注10)	殺菌剤	0.02
99	ペンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1
100	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09
101	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005
102	ベンタゾン	除草剤	0.2
103	ペンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3
104	ベンフラカルブ	殺虫剤 殺菌剤	0.04
105	ベンフルラリン (ベスロジン)	除草剤	0.01
106	ベンフレセート	除草剤	0.07
107	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003
108	マラチオン (マラソン) 注2)	殺虫剤	0.7
109	メコプロップ (MCP P)	除草剤	0.05
110	メソミル	殺虫剤	0.03
111	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	0.06
112	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004
113	メチルダイムロン	除草剤	0.03
114	メトミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.04
115	メトリブジン	除草剤	0.03
116	メフェナセツト	除草剤	0.02
117	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1
118	モリネート	除草剤	0.005

注1) 1, 3-ジクロロプロベン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1, 3-ジクロロプロベン及びトランス-1, 3-ジクロロプロベンの濃度を合計して算出すること。

注2) 有機リン系農薬のうち、E P N、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェントロチオン (ME P)、ブタミホス、プロチオホス及びマラチオン (マラソン) の濃度については、それぞれのオキソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注3) エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注4) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

注5) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMP A) も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (AMP A) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注6) クロロニトロフェン (CNP) の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注7) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

注8) ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。

注9) フェンチオン (MPP) の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキソン、MPPオキシンスルホキシド及びMPPオキシンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン (MPP) の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注10) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート (MBC) として測定し、ベノミルに換算して算出すること。